

医療以外の保健事業

——四十歳以上を対象に——

健康で不安のない老後を送るには、壮年期からの健康管理がたいせつです。

そのためには、老人保健法では、おとしよりに対する医療だけでなく、壮年期以上の人を対象としています。市では、昭和六十一年完全実施を目標に、次のような保健事業をすすめていきます。

健康手帳の交付

健康手帳は、自らの健康管理と適切な医療が受けられるように、要精密検査者などに交付し、その結果を記録、あるいは日常の健康状態を記録するなど、医療と日常の健康管理に役立つ記録帳です。

七十歳以上の人および六十五歳以上七十歳未満のねたきり等の状態にある人については、この手帳は医療の受給資格を証明するものですから、すべての人に健康手帳を交付



健康教育

健康教育は、四十歳以上の人とその家族を対象に、健康のたいせつさについての自覚を高め、正しい知識を広めるため、保健学級などで実施します。

健康相談

健康相談は、老後における健康保持に役立つように、成人病予防などに関する相談に応じ、指導・助言を行います。

健康診査

健康診査は、循環器とがんを中心に、成人病の予防や早期発見のため、年一回必要な診査を行います。

診査には、血圧、検尿などの一般診査や、精密検査、胃がん検診、子宮がん検診があり、子宮がん検診については、三十歳以上の人が対象となります。

費用は実費の一部を負担し



ていただきますが、七十歳以上の人は無料です。



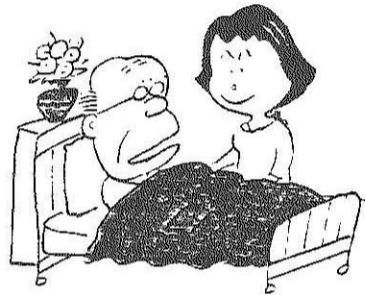
機能訓練

機能訓練は、脳卒中などの後遺症で、からだの不自由な人に対して、機能の維持・回復をはかり日常生活の自立を助けるため通所により行います。



訪問指導

訪問指導は、在宅でねたきりの人に対して、保健婦などが訪問して、療養の方法や看護方法などの指導を行います。



このような保健事業に要する費用は、健康診査の実費の一部を受診者が負担するほか国・県・市で各三分の一を負担することとなっています。

今後、この事業については市の計画にもとづき順次実施してまいります。市民の皆さんにはご理解とご協力をお願いいたします。

老人の医療は—— いままでとどう違うか

昭和五十八年二月一日から実施される老人保健法で、おとしよりの人が診察を受ける場合、いままでと違うところは次のような点です。

医療保険に加入している七十歳以上（ねたきり等の人は六十五歳以上）の人が病気などをしたときの医療については、市を実施主体とした老人保健

健康手帳を 窓口へ提示

お医者さんや診療所などで受診する場合、医療保険の被保険者証といっしょに新しく交付される「健康手帳」も提示します。

一部負担があります

外来の場合——1ヵ月ごと四百円
入院の場合——2ヵ月間 一日三百円
(入院で被用者保険本人は五十日間)

昭和四十八年以来、老人医療費は原則として無料でしたが、老人保健制度では外来（通院）の場合は、月の最初の診療日に四百円、入院の場合は、一日三百円ずつを負担することになります。



健康保険との関係 医療は老人保健で 医療以外は 健康保険の給付で

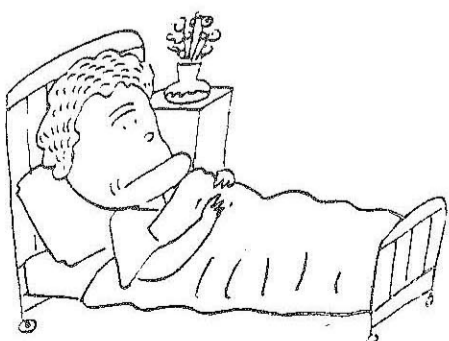
老人保健制度で医療を受けられる老人は、健康保険などの医療給付の対象から除かれますが、健康保険の加入資格に変わりありません。

医療以外の給付（傷病手当埋葬料などの現金給付）については従来どおり健康保険から支給されます。

したがって、保険料も従来どおり納付することになります。

おとしより（70歳以上）の医療はこうなります

入院2ヵ月間（被用者保険本人は50日間） 1日300円



外来1ヵ月ごと400円



健康手帳を提示



市の財政状況(上半期)

この財政状況は、年一回定期的に公表して市民の皆さんに、市の財政事情を正しく理解していただき「情操環境都市勝山」の実現にご協力願うものです。

今回は、五十七年四月一日から九月三十日までの上半期について予算執行状況、市税収入の状況、市債現在高の状況、市有財産の状況をお知らせします。

1表 57年度一般会計上半期予算執行状況

ここでは、57年度の一般会計予算における、9月30日現在の、各費目の予算の収納、執行額がそれぞれどうなっているかを下の表で示してあります。

科目	歳入			歳出			
	現予算額	収入額	収歩割合	現予算額	支出額	支出割合	
市税	176,207	96,493	54.8%	議会費	11,783	5,509	46.8%
地方譲与税	9,400	2,269	24.1%	総務費	89,845	33,775	37.6%
自動車取得税	8,000	2,854	35.7%	民生費	117,071	49,827	42.6%
地方交付税	181,900	123,905	68.1%	衛生費	32,360	12,625	39.0%
交通安全対策特別交付金	348	—	—	労働費	25,432	14,557	57.2%
分担金及び基金	9,605	4,195	43.7%	農林水産費	59,682	15,598	26.1%
使用料及び手数料	12,380	5,495	44.4%	商工費	36,163	25,379	70.2%
国庫支出金	81,049	28,609	35.3%	土木費	125,031	45,148	36.1%
県支出金	57,517	2,677	4.7%	消防費	19,821	9,056	45.7%
財産収入	6,017	1,741	28.9%	教育費	99,543	34,831	35.0%
寄附金	1,752	1,332	76.0%	災害復旧費	26,297	8,421	32.0%
繰入金	35,199	—	—	公債費	36,338	17,363	47.8%
繰越金	25,490	25,490	100.0%	諸支出金	5,000	—	—
諸収入	50,898	1,510	3.0%	予備費	226	—	—
市債	28,830	—	—				
歳入合計	684,592	296,570	44.3%	歳出合計	684,592	272,088	39.7%

2表 57年度市税収入の状況

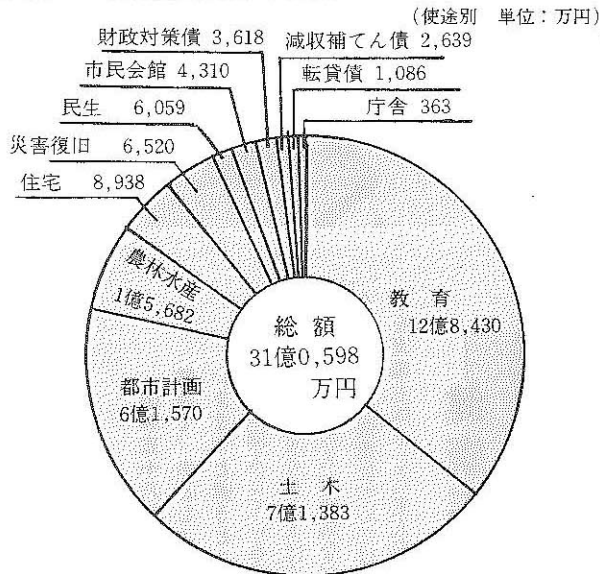
木材引取税	50万円	50万円(100%)	調定済額 16億4,023万円(収入歩合) 期中収入済額 9億6,493万円(58.8%) 一世帯あたり調定額 211,506円 市民1人あたり調定額 52,497円
特別土地保有税	273万円	268万円(98.3%)	
軽自動車税	1,738万円	1,699万円(97.8%)	
たばこ消費税	5,726万円	5,726万円(100%)	
電気税	6,611万円	6,583万円(99.6%)	
都市計画税	8,582万円	5,384万円(62.7%)	
固定資産税	6億494万円	3億8,134万円(63.0%)	
市民税	8億549万円	3億8,649万円(48%)	

※調定とは：税金の場合、その税金が法令に照らし、金額や納める人などが適正かどうかを調査し決定することで、決定額を調定額といえます。

4表 特別会計市債の状況

会計別	区分	現債額	借入先
市有林造成事業		1億3,548	農林漁業金融公庫
下水道事業		12億4,731	資金運用部 公営企業金融公庫
簡易水道事業		9,671	資金運用部 簡易保険局

5表 一般会計市債の状況

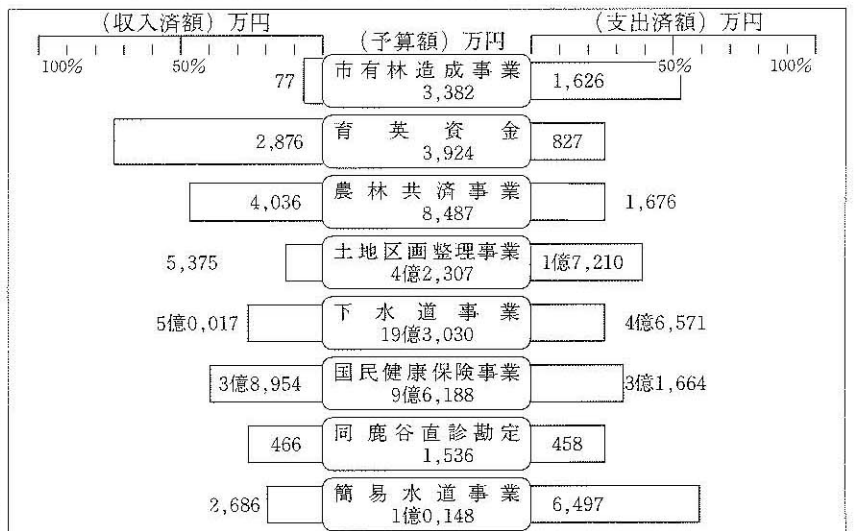


市債とは、市が建設事業を実施するため国などから資金を借り入れた長期にわたる債務(市の借金)です。

市債の状況(57年9月30日現在)

3表 57年度特別会計上半期予算執行状況

特別会計は、市が特定の事業を行う場合に設けられるものです。



経理の状況

①現金(9月末現在)

普通預金(福井銀行) 626,814円

通知預金(福井銀行) 13,000,000円

②企業債

借入先	9月末現在現債高
資金運用部	346,302,939円
公営企業	249,005,376円
合計	595,308,315円

③企業債利息

9月末現在返済高

資金運用部	12,636,273円
公営企業	9,447,256円
合計	22,083,529円

④収支状況

収益的収入及び支出

収入金額	99,471,058円
(うち給水収益)	84,068,575円
支出金額	82,229,162円
差引	17,241,896円

⑤その他の事項

給水戸数 5,351戸 配水量 1,366,640m³

有収水量 969,690m³ 有収率 70.95%

本年度の拡張工事の予算額は一億三千五百三十四万一千円で契約額(九月三十日現在)は、四千九百十五万九千円。施行率

拡大をはかるものです。本年度の拡張工事の予算額は一億三千五百三十四万一千円で契約額(九月三十日現在)は、四千九百十五万九千円。施行率

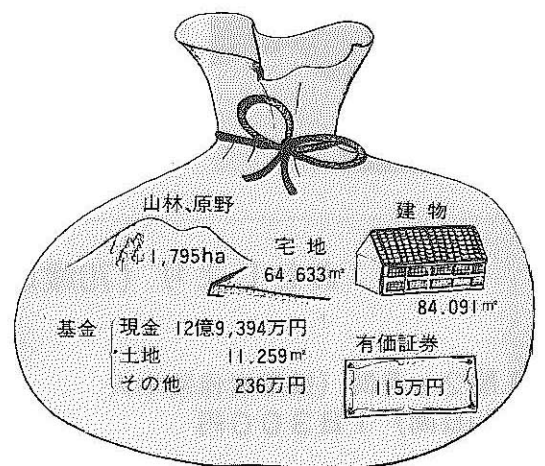
給水戸数は、百五十三戸、取水管延長九千五百九十五メートル、消火栓四十二基を備えています。工事費は一億七千二百六十九万九千円。

事業の概況

水道事業業務状況(上半期)

遅羽地区簡易水道完成

6表 市有財産の状況



勝山の歴史と文化・その8

勝山の生んだ近世の俳人

比良野帰雲坊展

期間 58年4月30日まで

場所 教育福祉会館2階郷土資料館

主催 勝山市教育委員会・勝山市文化財保護委員会